

令和5年

上尾市教育委員会12月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 4 6 号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について----- 1
- 議案第 4 7 号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について ----- 7

議案第 4 6 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 3 2 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の 1 3 中「第 7 号様式の 1 6」を「第 7 号様式の 1 8」に改め、同条を第 1 7 条の 1 5 とする。

第 1 7 条の 1 2 中「第 7 号様式の 1 5」を「第 7 号様式の 1 7」に改め、同条を第 1 7 条の 1 4 とする。

第 1 7 条の 1 1 第 1 項中「第 7 号様式の 1 4」を「第 7 号様式の 1 6」に改め、同条を第 1 7 条の 1 3 とする。

第 1 7 条の 1 0 第 1 項中「第 7 号様式の 1 3」を「第 1 7 号様式の 1 5」に改め、同条を第 1 7 条の 1 2 とし、第 1 7 条の 9 の次に次の 2 条を加える。

（高齢者部分休業の承認申請）

第 1 7 条の 1 0 職員は、地方公務員法第 2 6 条の 3 第 1 項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書（第 7 号様式の 1 3）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（高齢者部分休業の変更承認等申請）

第 1 7 条の 1 1 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、高齢者部分休業変更承認等申請書（第 7 号様式の 1 4）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

第7号様式の16中「(第17条の13関係)」を「(第17条の15関係)」に改め、同様式を第7号様式の18とする。

第7号様式の15中「(第17条の12関係)」を「(第17条の14関係)」に改め、同様式を第7号様式の17とする。

第7号様式の14中「(第17条の11関係)」を「(第17条の13関係)」に改め、同様式を第7号様式の16とする。

第7号様式の13中「(第17条の10関係)」を「(第17条の12関係)」に改め、同様式を第7号様式の15とし、第7号様式の12の次に次の2様式を加える。

高齢者部分休業承認請求書

年 月 日

上尾市教育委員会 様

校 名.....
 職 名.....
 氏 名.....

次のとおり高齢者部分休業の承認を請求します。

1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (定年退職日)
2 休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)
3 申請理由	

- (注) 1 「2 休業時間 (1週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。
 2 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入し、申請することができる。

(裏)

受 理				高齢者部分休業の承認の 請求を取り消す時間			時間数	備考
決 裁 者				月 日	午 前	午 後		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

(注) 受理欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

高齢者部分休業変更承認等申請書

年 月 日

上尾市教育委員会 様

校 名.....
職 名.....
氏 名.....

次のとおり高齢者部分休業の承認を請求します。

1 変更・取消しの理由	
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 変更後の休業時間（1週間当たり）	時間 (内訳)

(注) 「3 変更後の休業時間（1週間当たり）」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の上尾市立小・中学校職員服務規程第7号様式の13、第7号様式の14、第7号様式の15及び第7号様式の16による用紙は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。

提案理由

職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年埼玉県条例第30号）の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 4 7 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 学校教育部学務課の表 2 の項第 4 号の次に次のように加える。

(4)の 2 職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年埼玉県条例第 3 0 号）により県費負担教職員の高齢者部分休業を承認し、又は当該承認を変更し、若しくは取り消すこと。			○	
------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	---	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

提案理由

職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年埼玉県条例第 3 0 号）の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。